

# 労働者派遣法に基づくマージン率等の公開について

株式会社クリエイティブ・コンサルタント

平成 24 年 10 月 1 日施行の「労働者派遣法改正法」により、派遣元事業者（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金を派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。

（法第 23 条第 5 項）

平成 29 年度における情報提供を下記の通り公開いたします。

このマージン率は、以下の計算式で算出します。

$$\text{マージン率} = \frac{(\text{派遣料金の平均額}) - (\text{派遣労働者の賃金の平均額})}{\text{派遣料金の平均額}}$$

| 平成 29 年度の事業内容（期間 平成 29 年 7 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日） |   |
|--|---|
| 派遣労働者の数  | 7 人   |
| 派遣先の数  | 4 社   |
| マージン率  | 39.1%   |
| 教育訓練に関する事項   | 各種 PC 研修、情報セキュリティ教育、安全衛生教育、マナー研修 等  |
| 派遣料金の平均額   | 29,888 円（8 時間 / 1 日換算）  |
| 派遣社員の賃金の平均額  | 18,200 円（8 時間 / 1 日換算）  |
| 福利厚生   | さぼーとさっぼろ、定期健康診断等  |
| その他<br>参考となる認められる事項                                | マージン率に含まれる費用<br>派遣元事業者として会社負担する健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険の費用となる社会保険料、事業運営費として営業担当者の人件費や営業活動諸費用・オフィス賃貸料、福利厚生費、研修費等が含まれています。 |